

兵庫県新型インフルエンザ対策計画の策定について

計画

計画改定の概要

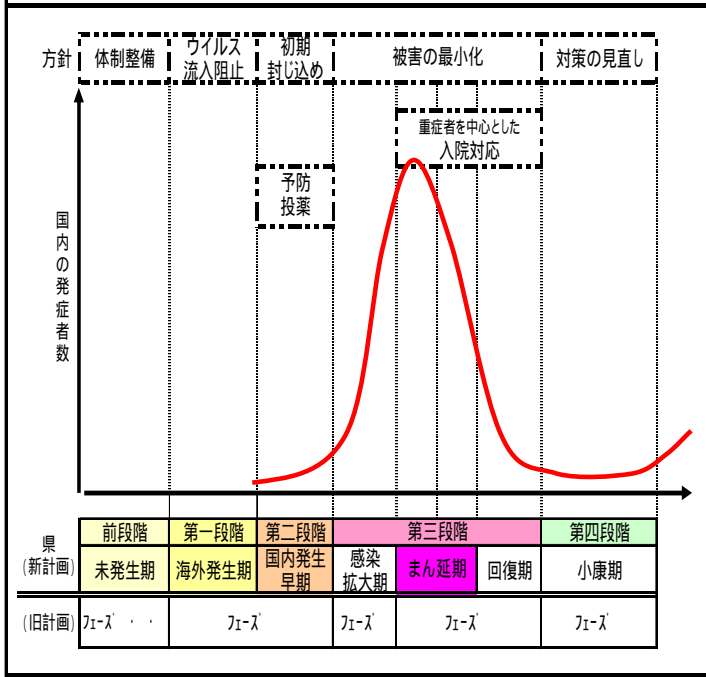
- 【経緯】
- (1) 国が新型インフルエンザ対策行動計画を策定（H17.12）
 - (2) 県が新型インフルエンザ対策行動計画・実施計画を策定（H18.1・H18.3）
 - (3) 国の専門家会議がガイドラインを公表（H19.3）
 - (4) 新型インフルエンザを感染症法及び検疫法に位置づけ（H20.5）
 - (5) 国が行動計画及びガイドラインを改定（H21.2）
 県の新型インフルエンザ対策行動計画・実施計画を今回「新型インフルエンザ対策計画」として改定

- 【改定ポイント】
- (1) 発生段階の再整理及び各段階における対策の充実
 未発生期の対策（2次医療圏域毎の医療体制整備の強化 等）
 海外発生期・国内発生早期の対策（発熱電話相談窓口の設置・臨時休校 等）
 感染拡大期・まん延期の対策（病床不足時の公共施設等の活用 等）
 - (2) 社会機能維持対策の強化
 市町やライフライン関係事業者における事前の計画策定等

被害想定(本県) まん延時

罹患率	全人口の25%
医療機関受診者	最大約110万人
入院患者数	最大約8.8万人
死亡者数	最大約2.8万人
1日最大患者	70,900人
1日最大必要病床	5,000床
従業員の欠勤率	最大40%

発生段階の再整理



(参考)旧行動計画におけるフェーズ分類

フェーズ1	動物のインフルエンザウイルスが存在しても、ヒトへの感染リスクは低い。
フェーズ2	動物のインフルエンザウイルスがヒトへは感染していないが、リスクが高くなっている。
フェーズ3	動物のインフルエンザウイルスがヒトへ感染しているが、ヒトからヒトへは感染していない。
フェーズ4	ヒトからヒトへの感染がきわめて限られた範囲でみられる。
フェーズ5	ヒトからヒトへの感染が大きな集団でみられるが、範囲は限定されている。
フェーズ6	一般的なヒトの社会で感染が増加し、かつ持続している。
フェーズ7	ヒトへの感染のリスクが低くなりつつある。

新型インフルエンザ対策行動計画・実施計画(H18年)

- フェーズ ~
- 情報の収集、分析、周知
 - インフルエンザ予防対策等の情報提供
 - 高病原性鳥インフルエンザ発生状況の情報収集と分析、県民への注意喚起
 - サーベイランスの実施
 - 発生・拡大防止のための取り組み
 - 感染防護服等の備蓄
 - 抗インフルエンザ薬の備蓄及びワクチン等の流通監視
 - 健康相談体制等の整備
 - 医療・検査体制の整備
 - 感染症指定医療機関の整備
 - 専用外来医療機関の確保
 - 健康科学研究センター等による検査体制整備

フェーズ (少数・局地的に発生)

- 早期発見のためのサーベイランス体制の強化
- 発生地域からの帰国者等で感染疑いのある者の健康調査、外出自粛要請等
- 専用外来医療機関における患者受入れ体制の要請
- 専門相談窓口の設置
- 市町等と連携した県民への注意喚起
- 国内発生時の新型インフルエンザ対策本部の設置
- 知事メッセージの発表

フェーズ (大きな集団で発生)

- 結核病床の活用など感染拡大に応じた医療体制の整備
- 社会不安を解消する広報活動の強化

知事の非常事態宣言

フェーズ (感染の大規模化)

- 公共交通機関、企業等事業活動の縮小、自粛
- 患者急増時の仮設外来の設置
- 遺体安置所の設置

フェーズ (発生前の状態に回復)

- 患者の発生状況を勘案しながら平常体制へ復帰
- 次回の流行に備えた計画の見直し

新型インフルエンザ対策計画(今回改定による主な追加・充実項目)

- 前段階(未発生期)
- 情報の収集、分析、周知
 - 県民への普及啓発(発生時の不要不急の外出自粛 等)
 - サーベイランスの実施
 - 発生・拡大防止のための取り組み
 - 市町・消防機関等へ感染防護具等の備蓄要請
 - 大流行に備えての抗インフルエンザ薬の備蓄量拡大
 - 医療・検査体制の整備
 - 感染症指定医療機関等での医療機材の整備支援
 - 2次医療圏域毎の協議会の設置(感染拡大時の病床の確保等)
 - 社会機能維持対策の強化
 - 事業継続計画の策定を要請(市町・ライフライン関係事業者等へ)

新型インフルエンザ警戒本部・対策本部の設置

- 第一段階(海外発生期)
- 発生地域からの帰国者名簿等の情報収集
 - 発熱電話相談窓口(保健所)等の設置
 - プレパデミックワクチンの接種
 - 初期封じ込めのための接触者への予防投薬
 - 発生地域からの帰国者等への外出自粛要請の強化
 - 感染疑いのある者への入院勧奨等の強化

知事の緊急事態宣言

第二段階(国内発生早期)

- 学校の臨時休校(県内第1例目の患者が確認された場合)
- 地域封じ込めのための地域住民等への予防投薬等

第三段階(感染拡大期)

- 市町との連携強化(市町による外出自粛高齢者等への生活支援 等)
- 必要に応じて抗インフルエンザ薬の県備蓄分放出

知事の非常事態宣言

第三段階(まん延期)

- 市町・ライフライン事業者等への事業継続の要請
- 病床不足時の公共施設等の活用
- 自宅療養者への電話診療の実施(慢性疾患等による定期受診患者)

21実施事業

前段階(未発生期)	H21(千円)
情報提供、周知(県民への啓発)	
① 新型インフルエンザ対策普及啓発事業	210
サーベイランスの実施	
・ 感染症発生動向調査事業	15,536
・ 流行予測調査事業	390
発生・拡大防止のための取り組み	
② 抗インフルエンザ薬の追加備蓄	467,505
③ 対応職員用感染防護具の整備	35,413
医療・検査体制の整備	
・ 感染症指定医療機関運営費補助金	19,511
④ 人工呼吸器(50台)・個人防護具の整備	166,575
⑤ サーモグラフィの整備	16,800
⑥ リアルタイムPCRの追加配備	14,931
⑦ 医療従事者研修、訓練の実施	899
⑧ 新型インフルエンザ対策圏域会議	1,348
社会機能維持対策の強化等	
⑨ 業務継続計画策定講習会	1,130

第一段階(海外発生期)

- 発生地域からの全帰国者の隔離 [国要望]
- 発生地域からの帰国者情報の提供 [国要望]

第二段階(国内発生早期)

- 知事権限での外出自粛命令の法整備 [国要望]

第三段階(感染拡大期)

- 入院病床確保(感染症52床、結核200床)
- 医療従事者(呼吸器科医師等)の確保

第三段階(まん延期)

- 集会等の自粛要請の法的整備 [国要望]
- まん延期の医療体制